

## 2026年度 滋賀県介護分野就職支援金貸付事業募集要項

滋賀県内において介護人材の確保及び定着を支援するため、介護職員として一定の研修を修了した方に対し、就職準備に必要な費用の貸付を行います。貸付は無利子です。

また、滋賀県内の施設等において継続して介護職員等の業務に2年間従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

### 1. 貸付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方

#### ①以下の研修を修了した方

- ・ 介護職員実務者研修
- ・ 介護職員初任者研修

#### ②県内に所在する介護保険のサービスを提供する下記の事業所または施設(※)に介護職員等として就労した者もしくは就労を予定している者。ただし、週20時間以上勤務している(する)者に限る。 ※雇用形態は問いません。

(※居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設または第一号訪問事業もしくは第一号通所事業を実施する事業所、下表参照)

貸付対象となる再就職事業所種別(サービス種別)	
訪問介護・介護予防訪問介護	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護(旧複合型サービス)
第一号訪問事業を実施する事業所	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
通所介護・介護予防通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型通所介護	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設
第一号通所事業を実施する事業所	介護老人保健施設
	介護医療院

#### ③「介護人材再就職準備金」および「障害福祉分野就職支援金」の貸し付けを過去に受けたことがない者。

#### ④介護職員等として従事経験のある方は、直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までに1ヶ月以上経過し、あらかじめ、滋賀県介護・福祉人材センターに氏名および住所等の届出または登録を行った者。

### 2. 貸付額等

(1) 貸付額 200,000円以内(一括で貸付)

(2) 貸付金の使途

- ・ 子どもの預け先を探す際の活動費
- ・ 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ・ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ・ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ・ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ・ その他、県社協会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

※資金使途は申請者自身が就職支援のために準備したものに限り、詳細な資金使途の確認や、レシート・領収書等の提出を申請後に求める場合があります。

(3) 定員 当該年度内予算の範囲によります。

(4) 貸付回数 一人当たり1回限りとします。

### 3. 貸付利子 無利子

### 4. 連帯保証人

- ・ 1名をたてなければならない。
- ・ 申請者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人（未成年者の親権者・後見人など）であることとします。
- ・ 連帯保証人は貸付を受けた方と連帯して債務を負担するものとします。

### 5. 返還免除

滋賀県内で継続して2年以上（従事期間が730日以上かつ従事日数が360日以上※）介護職員等の業務に従事した場合、返還債務を免除します。

※ 従事期間は月を単位として継続している必要があります。例えば、離職して他事業所へ再就職（転職）により、介護職員として業務に従事していない月が生じた場合は返還していただくこととなります。

### 6. 返還 返還免除の要件を満たさない場合は返還となります。

- (1) 返還期間 返還の事由が生じた日の属する月の翌月から1年以内
- (2) 返還方法 月賦・半年賦による均等払い、または一括払い（繰上げ返還も可）
- (3) 延滞利子 正当な理由がなく返還しなければならない日までに返還しなかった場合、返還すべき額につき年3%の割合で計算した額

### 7. 申請に必要な書類

- (1) 介護分野就職支援金貸付申請書
- (2) 同意書
- (3) 採用（予定）証明書
- (4) 研修修了を証明するものの写し
- (5) 住民票記載事項証明書
- (6) 離職時の届出制度届出書（あらかじめ登録されていない方は登録が必要）
- (7) その他、滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類

### 8. 申請受付期間 申請者が就職した日の属する月の翌々月の末日まで（期間内に必着のこと）

### 9. 申請方法

申請者が申請書類等を郵送※または持参により、下記11の申請先まで提出してください。

※ 郵送の場合は、不着等の事故を防止するため、特定記録郵便等の郵送を奨励します。

普通郵便で郵送し、不着等の事故が生じた場合の責任を負いません。

### 10. その他

- (1) 審査のうえ、貸付の可否を決定します。
- (2) 制度詳細は、ホームページに掲載しています。

### 11. 申請先・問合せ先

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 介護福祉士修学等資金担当

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

TEL : 077-567-3950 FAX : 077-566-3611

ホームページ : 滋賀県かいご・ふくしのシゴトWEB

[https://fukushi.shiga.jp/kaigo\\_ouen/saisyusyoku](https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/saisyusyoku)